

■ 「第4次福岡市子ども総合計画」に係る素案・修正案対照表

※下線部は内容に変更があった箇所（文言・構成の整理を行ったものなどは除く）

素案	修正案
<p>第1章 計画総論</p> <p>1 計画策定の趣旨等</p> <p>(1) 計画策定の背景</p> <p>①国の動き</p> <p>【子どもの権利に関すること】</p> <p>○1994（平成6）年、子どもの保護と基本的人権の尊重を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准しました。</p> <p>○2000（平成12）年5月、「児童虐待の防止等に関する法律」、2013（平成25）年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。</p>	<p>第1章 計画総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画策定の背景</p> <p>(1) 国の動き</p> <p>【子どもの権利に関すること】</p> <p>○ 1994（平成6）年4月、すべての子どもの人権の尊重と確保を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准しました。</p> <p>○ 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。</p> <p>○ また、2013（平成25）年6月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。</p> <p>○ 同じく2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。<u>2014（平成26）年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。</u></p>
<p>【少子化対策に関すること】</p> <p>○2003（平成15）年7月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業においては、次世代育成支援のための取組を10年間で集中的・計画的に推進することとされ、すべての地方公共団体に行動計画の策定が義務付けられました。</p> <p>○2003（平成15）年9月、「少子化対策基本法」、2010（平成22）年1月、その大綱として「子ども・子育てビジョン」が制定されました。</p> <p>○子どもの育ちや子育てをめぐる環境が厳しい中、2012（平成24）年8月には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が制定されました。</p>	<p>【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】</p> <p>○ 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に向けて、地方公共団体や事業主における集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。<u>同法は、2014（平成26）年4月の改正により、2024（平成36）年度まで延長されています。</u></p> <p>○ 2003（平成15）年7月、少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。2010（平成22）年1月には、同法に基づく新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が定められました。</p> <p>○ また、2013（平成25）年6月には、国の少子化社会対策会議で「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。</p>

<p>○2013（平成 25）年 6 月には、内閣府の少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、「子育て支援」と「働き方改革」に加え、「結婚・妊娠・出産支援」を推進することとされました。</p> <p>○2015（平成 27）年 4 月から、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供などをめざし、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートします。</p>	<p>○そして、2012（平成 24 年）8 月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする“子ども・子育て関連 3 法”が制定されました。同法に基づき、2015（平成 27）年 4 月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。</p>
<p>【子ども・若者育成支援に関すること】</p> <p>○ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめなど、子どもや若者をめぐる状況が大変厳しい中、2010（平成 22）年 4 月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年 7 月、その大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、子ども・若者の育成や子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう取組を推進することとされました。</p>	<p>【子ども・若者育成支援に関すること】</p> <p>○ ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況が大変厳しい中、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、2009（平成 21）年 7 月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、2010（平成 22）年 7 月には、同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められました。</p>
<p>②福岡市の動き</p> <p>○2000（平成 12）年 1 月、保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定し、同年 4 月には市民局にこども部を創設しました。</p> <p>○次世代育成支援対策推進法に基づき、2005（平成 17）年 3 月、「福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援地域行動計画（前期計画））を策定し、同年 4 月にはこども未来局を創設するとともに、2010（平成 22）年 3 月に計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画」（次世代育成支援地域行動計画（後期計画））を策定し、子ども施策を総合的に推進してきました。</p> <p>○しかし、少子高齢化、都市化、核家族化の進行や女性の就労の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けており、今まで以上に、子どもが健やかに生き生きと育つ環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。</p> <p>○2015（平成 27）年 4 月からスタートする子ども・子育て支援新制度を踏ま</p>	<p>(2) 福岡市の動き</p> <p>○ 2000（平成 12）年 1 月、保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年 4 月、市民局に子ども部を創設、その後、2002（平成 14）年 4 月に学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。</p> <p>○ 「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、2005（平成 17）年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画）を策定しました。また、同年 4 月、次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。</p> <p>○ 2010（平成 22）年 3 月、再度計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援地域行動計画（後期計画））」を策定、子ども施策を総合的に推進してきました。</p> <p>○ 2015（平成 27）年 4 月から、この「第 4 次福岡市子ども総合計画」のもと、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した施策を推進していきます。</p>

<p>え、より市民ニーズを反映した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、「第4次福岡市子ども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定し、子ども・子育てをめぐる課題の解決に向けた取組を進めます。</p>	
<p>(2) 計画の位置づけ</p> <p>○本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」及び母子及び寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。</p> <p>○「福岡市総合計画」等の上位計画に即し、「新しいふくおかの教育計画」、「福岡市保健福祉総合計画」、その他関連計画との連携と整合を図ります。</p>	<p>→8ページに移動</p>
<p>(3) 計画期間</p> <p>2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで</p>	<p>→9ページに移動</p>
<p>(4) 計画の対象</p> <p>本計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域、事業者、行政などすべての個人、団体を対象とします。</p> <p>※本計画においては、「子ども・若者」は、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。</p> <p>「子ども」：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者</p> <p>「若者」：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳まで）の者</p>	<p>→9ページに移動</p>
<p>(1) 前計画の概要</p> <p>【計画の位置づけ】次世代育成支援福岡市行動計画（後期計画） また、「福岡市新・基本計画（総合計画）」及び「政策推進プラン（実施計画）や「新しいふくおかの教育計画」「福岡市保健福祉総合計画」と連携</p> <p>【計画期間】2010（平成22）年度から2014（平成26）年度まで</p> <p>【計画の対象】すべての子ども（おおむね18歳未満の児童）と子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、事業者、行政、地域社会全体を含めた個人、団体（一部の施策においては、18歳以上の青年も対象）</p>	<p>→資料編に移動</p>

<p>【基本目標】 大人は、子どもの価値観を理解し、また、子どもは社会のルールを学び大人と子ども、子ども同士や社会の中の様々な人々が支えあい、子どもが健やかに育ち、夢を描けるまちを社会全体でめざす</p> <p>【基本的視点】 子どもの権利の保障と主体性の醸成、地域社会での取組の推進、子どもを健やかに育む教育の推進、安心して生み育てられる環境づくりの推進</p> <p>【計画目標】</p> <p>目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>目標2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり</p> <p>目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進</p> <p>目標4 安心して生み育てられる環境づくり</p>	
<p>(2) 評価</p> <p>○4つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的に展開するとともに、目標事業量及び成果指標を設定し、進捗状況を毎年公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。</p> <p>○児童虐待防止対策の推進や社会的養護体制の充実、待機児童解消と多様な保育サービスの充実、子どもの育成にかかる取組の充実などにより、福岡市の子育て環境満足度は、6割を超えた水準で推移しています。</p> <p>○目標事業量は約●割を達成しましたが、安心して生み育てられる環境づくりや社会全体で子どもの育ちと子育ての支援などをさらに充実していく必要があります。</p>	<p>3 前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価</p> <p>○「新・福岡市子ども総合計画」(計画期間：2010[平成22]年度～2014[平成26]年度)では、次の4つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的に展開するとともに、目標事業量と成果指標を設定し、進捗状況を毎年公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。</p> <p>【「新・福岡市子ども総合計画」の計画目標】</p> <p>目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>目標2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり</p> <p>目標3 子どもを健やかに育む学校教育の推進</p> <p>目標4 安心して生み育てられる環境づくり</p> <p>○児童虐待防止対策の推進や社会的養護体制の充実、保育所入所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子どもの育成に関する施策の充実などに取組み、目標事業量の約9割を達成しています。</p> <p>○福岡市の子育て環境満足度は、6割を超えた水準で推移していますが、今後さらに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、社会全体での子育ての支援、子どもの健やかな成長の支援に取り組んでいくことが必要です。</p>
<p>(3) 取組状況等 (平成22～24年度)</p> <p>(主な取組み、進捗状況【目標事業量】、進捗状況【成果指標】)</p>	<p>→資料編に移動</p>

<p>3 子ども・若者を取り巻く状況</p> <p>(1) 少子化の現状</p> <p>①福岡市の出生数と出生率の推移</p> <p>出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近5年間では14,000人台で推移しています。</p> <p>出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、全国と比較すると高い状況にあります。</p> <p>②福岡市の人口と年齢構成の推移</p> <p>全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、2005（平成17）年まで減少傾向が続き、以降は横ばいとなっていますが、2020（平成32）年頃をピークに減少に向かいます。</p> <p>③福岡市と全国の合計特殊出生率の推移</p> <p>福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に比べ2010（平成22）年は0.17ポイント上昇していますが、全国値と比較すると、1990（平成2）年以降0.13～0.19ポイント低い値で推移しています。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。</p> <p>④福岡市の未婚率の推移</p> <p>福岡市の未婚率は、全国同様、男女共に上昇傾向にあります。女性は、全国平均より大幅に高い値となっています。</p>	<p>4 子ども・若者を取り巻く状況 ※一部項目の順番を変更</p> <p>(1) 少子化の状況</p> <p>①出生数と出生率の推移</p> <p>福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の6年間は14,000人台で推移しています。</p> <p>出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。</p> <p>②福岡市と全国の合計特殊出生率の推移</p> <p>福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に比べ2010（平成22）年は0.17ポイント上昇していますが、全国値と比較すると、1990（平成2）年以降0.13～0.19ポイント低い値で推移しています。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。</p> <p>③福岡市の未婚率の推移</p> <p>福岡市の未婚率は、全国同様、男女ともに上昇傾向にあります。なお、女性は、全国平均より大幅に高い値となっています。</p> <p>④政令指定都市の若者率</p> <p>福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、19の政令指定都市中1位です。</p>
	<p>(2) 人口・世帯の状況</p> <p>①福岡市の人口と年齢構成の推移</p> <p>福岡市の人口は増加傾向にありますが、今後、2035（平成47）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。</p> <p>②福岡市の15歳未満人口内訳と構成率の推移</p> <p>全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、2005（平成17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。</p>

	<p>③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移 <u>福岡市の世帯数は増加傾向にあります、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。</u></p> <p>④ 福岡市の家族類型別一般世帯数割合 <u>家族類型別の一般世帯数割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。</u></p>
<p>(2) 女性の就労状況</p> <p>① 全国の女性の労働力率 (M字カーブ) 結婚や出産を機に離職する女性の割合は、年々減少しています。</p> <p>② 福岡市の男女の就業者数の推移 福岡市の男性の就業者数は、1995 (平成7) 年をピークに横ばいとなっていますが、女性の就業者数は年々増加しています。</p> <p>③ 出産前後の母親の就労状況 就労していた母親のうち約5割が妊娠・出産を機に離職していますが、前回調査と比較すると、離職率が約2割減少しています。 また、離職した母親の約4割が両立支援環境が整っていれば就労を継続したと答えています。</p> <p>④ 母親の仕事と家事 (育児) の優先順位 希望では「仕事と家事 (育児) の両立」が約5割であるのに対し、現実では、家事 (育児) が優先となる母親が多くなっています。</p>	<p>→①, ③, ④は資料編に移動 →②は目標2に移動</p>
<p>(3) 子育て家庭の状況 (乳幼児の保護者)</p> <p>① 子育てについての不安・負担感 乳幼児の保護者の約9割が子育てを楽しんでいる一方で、都市化や核家族化、転入者が多い福岡市の状況等を背景に、約1割の保護者が子育てに「不安や負担を感じる」、約6割が「多少は不安や負担を感じる」と答えています。</p>	<p>(3) 子育てに関する状況</p> <p>① 子育ての楽しさ (乳幼児の保護者) <u>子育てを楽しんでいる人 (「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計) は全体の89.5%となっており、前回調査と比べ3.1ポイント増加しています。</u></p> <p>② 子育てへの不安・負担感 (乳幼児の保護者) 子育てに不安や負担を感じる人 (「不安や負担を感じる」と「多少は不安や</p>

<p>②子育てについての不安・負担感（父親の子育てへの関わりの程度比較） 父親の子育てへの関わりの程度が多いほど、母親の育児不安を減らす傾向となっています。</p> <p>③父親の子育てへの評価 母親の約8割が、父親は子育てを「十分やっている」または「十分とはいえないがまあやっている」と評価しています。</p> <p>④父親・母親の家事・育児の時間（1週間あたり） 母親の家事時間は、「20～30時間」が33.6%、「30時間以上」が40.8%に対し、父親は「10時間以下」が68.4%、「0時間」も25.4%となっています。 母親の育児時間は、「20～30時間」が19.4%、「30時間以上」が57.5%に対し、父親は「10時間以下」が55.6%「10～20時間」が25.1%となっています。</p> <p>⑤充実すべき子育て支援施策（行政への要望） 「保育所や幼稚園にかかる費用負担軽減」（52.7%）の割合が最も高く、次いで、「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会」（43.9%）が高くなっています。前回調査に比べると、「費用負担の軽減」、「安心して医療機関にかかる体制整備」は減少し、「イベントの機会がほしい」が増加しています。</p>	<p>負担を感じる」の合計）は全体の68.0%となっており、前回調査と比べ、6.5ポイント増加しています。</p> <p>③ 子育ての悩み（乳幼児の保護者） <u>子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子どものくせや性格に関すること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」となっています。</u></p> <p>④ 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者） 子育て支援については、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」「保育所（園）を増やしてほしい」となっています。</p> <p>→素案の②，③，④は資料編に移動</p>
<p>（4）子ども・若者の状況</p> <p>①政令指定都市の若者率 福岡市の若者率（15～29歳の人口／総人口）は、政令指定都市の中で第1位です。（19政令指定都市中）</p> <p>②子ども・若者の体験活動の現状（全国） ○自然体験をほとんどしたことがない小・中学生の割合 「キャンプをしたこと」や「海や川で泳いだこと」、「昆虫をつかまえたこと」等の自然体験について、『ほとんどしたことがない小・中学生の割合』は、平成10年度と比較して平成21年度は増加しており、子ども・若者の体験活動は全般的に減少しています。 ○子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等の関係</p>	<p>→①は5ページに移動 →②，③，④は資料編に移動</p>

小中学生時代の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い傾向がみられます。

③中高生の意識

○将来の目標について

中高生は約7割が、「将来の目標がある」と答えています。

○将来就きたい仕事について

「自分の趣味や能力が生かせる仕事」が約6割で最も高く、前回と比べ、11.1ポイント高くなっています。

一方で、「仲間と楽しく働ける仕事」「収入・雇用が安定している仕事」「休みがきちんと取れる仕事」などは減少しています。

④青年（18～30歳）の意識

○現在の悩みや心配ごとについて

「自分の将来のこと」が男女ともに5割を超え最も多く、次いで「家計、金銭のこと」「仕事のこと」が男女ともに多くなっています。

○将来希望する仕事

「収入や雇用が安定している仕事」が最も多く、次いで「仕事と家庭生活やプライベートが両立できる仕事」、「休みがきちんと取れる仕事」が多くなっています。

5 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「福岡市総合計画」などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。
- この計画の実施に当たっては、「新しいふくおかの教育計画」や「福岡市保健福祉総合計画」、その他関連計画との整合と連携を図ります。

	<p>(2) 計画期間 2015 (平成 27) 年度から 2019 (平成 31) 年度まで</p>
	<p>(3) 計画の対象 この計画は、すべての子ども・若者*1 と子育て家庭*2、市民、地域コミュニティ、事業者*3、行政など、すべての個人・団体を対象とします。</p> <p>*1) この計画では、「子ども」「若者」については、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。 ・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）の者 ・若者＝思春期、青年期（おおむね 18 歳から 30 歳まで）の者</p> <p>*2) <u>子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭</u></p> <p>*3) <u>事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO 法人など</u></p>
<p>4 計画の基本理念等</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>～子どもが夢を描けるまちをめざして～</p> <p>子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえない存在です。</p> <p>子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。</p> <p>また、子どもが様々な人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。</p>	<p>6 計画の基本理念等</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>子どもが夢を描けるまちをめざして</p> <p>子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえない存在です。</p> <p>子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。</p> <p>また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。</p>
<p>◆福岡市がめざすそれぞれの姿◆</p> <p>【福岡市のまちの姿】</p>	<p>～ めざすまちの姿 ～</p> <p>○ 一人ひとりの人権が尊重され、<u>すべての子どもたちが、かけがえの</u></p>

- 一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、いきいきと輝いています。
- 多様な保育サービスが充実したゆとりある子育て環境の中、安心して子どもを生み育てています。
- 地域の中で、様々な人が、子どもや子育て家庭を支え暮らしています。
- 福岡を拠点に活躍する若者が数多く生まれ、チャレンジする人材が活躍しやすいまちになっています。

【福岡市の子ども・若者の姿】

- 社会との関わりを通じて、自尊感情や自己肯定感を育み、一人ひとりがかけがえのない社会の一員となっています。
- 様々な人とのふれあいや多様な経験を通じて、社会性や道徳性を育み、将来に夢や希望、目標を描きながら、心豊かにたくましく成長しています。

【福岡市の大人の姿】

子育て家庭

保護者がしっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

地域社会

学校、地域、NPOをはじめ、地域社会を構成するすべての人が子ども・若者と子育て家庭を見守り、支えています。

事業者

それぞれの分野で子どもの健やかな育ちに配慮するとともに、支援しています。また、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進めています。

行政

すべての子ども・若者と子育て家庭を対象に、きめ細かな施策を実施し、社会全体で育ち・子育てを支援する取組を推進しています。

ない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。

- 子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境が整う中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。
- 将来に夢や希望を描きながら、子どもや若者が、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。
- 地域では、隣近所の住民や、自治協議会をはじめとするコミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

子ども・若者は…

- ・ 自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。
- ・ たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

子育て家庭は…

- ・ 保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

事業者は…

- ・ それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。また、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

行政は…

- ・ すべての子どもと若者、子育て家庭を、きめ細かに支援しています。また、社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進しています。

(2) 基本的視点

一人ひとりの子どもの権利の尊重

子どもが心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生き

(2) 基本的視点 ※一部項目の順番を変更

■視点1 すべての子どもの人権の尊重

子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分ら

<p>ていくためには、子どもの最善の利益の確保、暴力からの保護、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を保障するとともに、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができるような取組が必要です。</p> <p>子どもの個性や多様な価値観を理解し、社会の一員として、一人ひとりの子どもの権利を尊重する取組を進めます。</p>	<p>しく生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障する必要があります。子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切です。</p>
<p>子ども・若者の個性の尊重と健やかな成長の支援</p> <p>子ども・若者は、やがて大人へと成長し、次代の親となっていきます。</p> <p>子ども・若者が、世代や価値観の異なる様々な人とふれあいながら、多様な体験を重ねることを通じて、社会性を身につけるとともに、自分の意思で行動し、責任を持てるよう、自立に向けた支援を行っていくことが重要です。</p> <p>次代を担う子ども・若者が、社会の一員として豊かな人間性を形成し、主体性や創造力を育むよう、子ども・若者の個性を尊重し、健やかな成長を支援する取組を進めます。</p>	<p>■視点4 子ども・若者の健やかな成長</p> <p>子ども・若者は、やがて大人へと成長し、次代の親となっていきます。 <u>子ども・若者が健やかに成長し、社会の一員として、自分の意思で責任を持って行動する自立した大人に成長できるよう、支援することが大切です。</u></p>
<p>すべての子どもと子育て家庭の支援</p> <p>すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、ライフステージに応じた、切れ目のない支援を充実する必要があります。特に、児童虐待や子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭など支援が必要な家庭や障がいのある子ども、不登校、ひきこもりなどの子どもへの支援が求められています。</p> <p>すべての子どもと子育て家庭を支援する取組を進めます。特に支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援を推進します。</p>	<p>■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援</p> <p><u>一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども、すべての子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。</u>特に、児童虐待などの問題を抱える家庭や、子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭、障がいのある子ども、不登校、ひきこもりなどの子どもなどに対しては、きめ細かに支援を行っていくことが重要です。</p>
<p>地域力による家庭の子育て力の向上</p> <p>子ども・若者の健やかな成長にとって、家庭は大きな役割を担っていますが、核家族化や地域とのつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が深刻な状況になっており、多くの保護者が子育てについて不安や負担を感じています。</p> <p>保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域の様々な人が関わることで、家庭の子育て力が向上する取組を進めます。</p>	<p>■視点3 地域力による家庭の子育て力の向上</p> <p>核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が深刻な問題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域のさまざまな人が関わることで、家庭の子育て力を向上させていくことが大切です。</p>

<p>社会全体での子育て・子育ての支援</p> <p>女性の就労が進む中、多様な保育サービスの充実や働きやすい職場環境づくり等に加えて、父親や高齢者の子育てへの積極的な参画など、社会全体で子どもと子育て家庭を見守り育むしくみづくりが必要です。</p> <p>市民、地域、事業者などと共働りし、子どもの健やかな育ちに配慮した社会づくりを進めます。また、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進め、社会全体で子育て・子育てを支援する取組を進めます。</p>	<p>■視点5 社会全体での支援</p> <p><u>子どもや子育てをめぐっては、多様な保育サービスの充実や働きやすい職場環境づくりなどが求められています。行政、市民、地域コミュニティ、事業者、学校、大学、NPOなど、さまざまな主体が共働りして、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に取り組み、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。</u></p>
<p>(3) 計画の総合的な成果指標</p> <p>子育て環境満足度</p>	<p>(3) 総合的な成果指標</p> <p>福岡市の子育て環境満足度</p> <p>福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合</p>
<p>(4) 基本目標</p> <p>先に掲げた理念のもと、3つの基本目標を掲げ、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。(施策体系図)</p> <p>【目標1】 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>【目標2】 安心して生み育てられる環境づくり</p> <p>【目標3】 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり</p>	<p>(4) 基本目標</p> <p>次の3つを「基本目標」とし、子どもに関する施策を体系的に、また総合的・計画的に推進します。</p> <p>■目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>■目標2 安心して生み育てられる環境づくり</p> <p>■目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり</p>
<p>5 計画の推進</p> <p>(1) 計画の推進体制</p> <p>子どもに関わるすべての人が様々な形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。</p> <p>●全市での推進</p> <p>2013(平成25)年9月、子ども施策を総合的に推進するため、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主代表、労働者代表等で構成する「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。</p> <p>同審議会において、本計画の策定及び推進に関する協議を行うほか、随時、子どもの福祉に関する事項等を調査審議するとともに、関係機関・団体、地域、企業、大学、子どもに関するNPO、ボランティアなどとの連携を強化し、取</p>	<p>7 計画の推進</p> <p>(1) 計画の推進体制</p> <p>子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。</p> <p>●全市での推進</p> <p>2013(平成25)年9月、子ども・子育て支援法の施行などを踏まえ、児童福祉をはじめとする子ども施策を総合的に推進するため、「児童福祉審議会」と「次世代育成支援推進協議会」を統合再編し、「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。この審議会は、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などで構成されています。</p> <p>この審議会において、関係団体・機関などが協議し、連携しながら、計</p>

<p>組を推進します。</p> <p>●地域における連携</p> <p>子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていくため、自治協議会をはじめ、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPOなどが相互に協力し、連携を図りながら、地域において活動を推進していく体制づくりを促進します。</p> <p>●市役所内での連携</p> <p>子どもに関する分野は、保健福祉、教育、コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど多岐にわたっており、こども未来局と関係部署とのさらなる連携強化を図り、施策を推進します。</p>	<p>画を推進していきます。</p> <p>●子ども行政の推進</p> <p>子どもに関する施策は、保健福祉、教育、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。</p> <p>●地域での連携</p> <p>地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進していきます。</p> <p>(2) 実施状況の点検・評価</p> <p>毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、<u>同審議会において点検・評価を行います</u>。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。</p> <p>また、社会の状況の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。</p>
<p>(2) 実施状況の点検及び評価</p> <p>子ども施策の実施状況は、毎年度、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、調査審議いただいた上で、その内容を踏まえ、点検・評価します。また、社会状況の変化等に応じ、必要がある場合は計画の見直しを行います。</p>	<p>(2) 実施状況の点検・評価</p> <p>毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。</p> <p>また、社会の状況の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。</p>

(3) 子ども施策の情報提供等

福岡市が一体となって子ども施策を推進していくため、市民に対して本計画の趣旨や内容等の周知を図るとともに、子ども施策の実施状況や「福岡市子ども・子育て審議会」における審議内容等についてホームページへ掲載し、広く市民に周知を図ります。また、子ども・子育て支援に関して、ホームページや情報誌などを活用するほか、啓発事業などを通して市民へのわかりやすい情報提供に努めます。

<p>第2章 計画各論</p> <p>3つの基本目標ごとに、前計画での取組と成果、現状と課題、及び、施策の方向性、成果指標・事業目標を記載するとともに、推進項目ごとの内容と主な事業を記載しています。</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の最終年度である2019（平成31）年度を目標年次とし、目標値を設定しています。 <p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づく事業目標（必須）：2019（平成31）年度を目標年次とし目標値を設定し、また各年度ごとに目標値を設定しています。 福岡市で独自に定める事業目標：2019（平成31）年度の目標値を設定しています。 <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する主な事業を掲載しています。 	<p>第2章 計画各論</p> <p>3つの基本目標について、それぞれ、「前計画での取組と成果」「現状と課題」「施策の方向」「成果指標」「事業目標」を記載するとともに、各施策の取組内容と主な事業を記載しています。</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の最終年度である2019（平成31）年度を目標年次とし、それまでに達成すべき目標値を設定しています。 <p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づく事業目標：2019（平成31）年度を目標年次とし、各年度の目標値を設定しています。 福岡市が独自に定める事業目標：2019（平成31）年度までに達成すべき目標値を設定しています。
<p>目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>【前計画での取組と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待相談の増加に対応するため、こども総合相談センター（児童相談所）の体制を強化するとともに、子ども家庭支援センター（児童家庭支援センター）の設置など休日・夜間の支援体制の充実に取り組むほか、区役所（保健福祉センター）において、乳幼児健康診査未受診者フォローの強化など、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。 ■国の「里親委託ガイドライン」に里親委託優先の原則が明記される中、福岡市においては、家庭的な環境の中での養育を推進し、里親制度の拡充やファミリーホームの増設に取り組んでおり、里親等委託率は平成23年度末現在、政令指定都市で最も高い水準にあります。 ■児童養護施設のケア体制の強化を図るとともに、自立援助ホームを増設し、施設を退所した子どもの自立支援に取り組んでいます。 ■東部療育センターを開所するなど、障がい児施策の充実に取り組んでいます。 ■不登校対応教員やスクールソーシャルワーカーの増員、学校選択制による中学校1年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校児童生徒数は減少しています。 	<p>目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり</p> <p>【前計画での取組と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待に関する相談の増加に対応するため、「こども総合相談センター」（児童相談所）の体制強化や、「子ども家庭支援センター」の開設などによる休日・夜間の支援体制の充実に取り組みました。また、各区役所（保健福祉センター）での乳幼児健康診査の未受診児対策など、児童虐待の未然防止に取り組んできました。 ■<u>虐待や経済的困難など、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもの養育（社会的養護）</u>については、国の「里親委託ガイドライン」（平成23年3月）に「里親委託優先の原則」が明記されたことも踏まえ、里親制度の拡充やファミリーホームの増設を進めてきました。その結果、里親等への委託率は、政令指定都市で最も高い水準となっています。また、児童養護施設における<u>専門的なケア機能の強化</u>や、自立援助ホームの増設、退所児童のアフターケアなどにも取り組んできました。 ■障がい児施策については、東部療育センターを開所するなどの取組を進めてきました。 ■「不登校対応教員」やスクールソーシャルワーカーの増員、各学校の判断に応じた中学1年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校の児童生徒は減少しています。

<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもを取り巻く様々な問題に対する相談・支援の強化に取り組んでおり、福岡市の児童虐待相談件数は平成23年度以降減少していますが、相談内容は深刻化しています。 ■子どもの発達についての相談や、福岡市中心身障がい福祉センター等における障がい児の新規受診者数は増加が続き、特に、発達障がいについての相談は10年前の約3倍になっており、さらなる未就学児の療育体制の整備が急務となっています。 ■予期しない妊娠は児童虐待のリスク要因のひとつであり、その対策に取り組む必要があります。 ■虐待や発達障がい等による二次障がいに対応できる専門的ケアが必要となっています。 ■様々な事情により家庭で暮らせない子どもを、家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が必要です。 ■子どものいじめの認知件数は、国や県に比べて低い数値で推移しているものの増加傾向にあり、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解決に取り組む必要があります。 ■核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下が指摘される中、子ども・若者が自己肯定感や社会性を育む取組みが必要です。 ■全国的にニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が必要です。 ■子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する教育や生活の支援が求められています。 	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待、ひきこもり、いじめ・不登校など、子どもに関する相談が数多く寄せられています。特に、児童虐待に関する相談件数は、2010（平成22）年度をピークに緩やかに減少しているものの、<u>依然として高い水準にあります。</u>また、個々の相談の内容が<u>複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。</u> ■予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つとなっており、その対策が求められています。 ■社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が求められています。 ■虐待や発達障がいなどによる二次障がいに対応するための専門的ケアが必要となっています。 ■「心身障がい福祉センター」などを新規に受診する障がい児が増加しています。特に、発達障がいに関する相談は、10年前の約3倍に上っており、さらなる療育体制の整備が急務となっています。 ■いじめの発生率は、国や県に比べて低い数値で推移してはいるものの、<u>さらに対策を強化していく必要があります。</u> ■全国的に、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が求められています。 ■子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する教育や生活の支援が求められています。
<p>施策の方向性</p> <p>子ども一人ひとりの人権が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、家庭、学校、地域、企業、NPOなどと連携し、児童虐待など子どもに関する様々な問題に対する相談体制や子育て支援の充実を図り、すべての子どもと子育て家庭を見守り支えます。</p> <p>特に、支援を必要とする子どもや子育て家庭へのきめ細かな支援の充実を図るとともに、養育が困難な家庭の子どもを地域で支えるため、里親制度の推進や専</p>	<p>【施策の方向】</p> <p>一人ひとりの子どもの人権が尊重され、<u>あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域コミュニティ、事業者、NPOなどと連携し、社会全体での取組を推進します。</u></p> <p><u>子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の</u></p>

<p>門的ケア機能の強化など社会的養護体制の充実を図ります。</p> <p>また、ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者への相談体制の充実や社会参加に向けた支援を推進します。</p>	<p><u>支援を行います。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困問題に取り組みます。</u></p>
<p>1 子どもに関する相談体制の充実</p> <p>児童虐待、ひきこもり、いじめ、不登校など子どもに関する様々な相談が依然として多い状況の中、相談体制の充実に取り組んできましたが、相談内容が複雑化、深刻化し、相談に対する支援が長期化している傾向にあるため、全市的な相談機関と区や地域を単位とした身近な相談体制の総合的な充実強化に努めます。</p>	<p>1 子どもに関する相談・支援体制の充実</p> <p>子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図ります。</p>
<p>(1) こども総合相談センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合相談センターにおいては、24時間受付の相談電話や女の子専用相談電話など、市の総合相談窓口として機能の充実を図ります。 ・子どもの虐待や非行、発達上の問題や思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関する事など、子どもにかかわる様々な相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性強化や、弁護士資格を有する職員の配置など体制を強化します。 ・遊戯療法、家族療法などの心理ケアをはじめ、必要に応じて家庭訪問や子どもの一時保護、グループ援助など様々な支援プログラムを活用するなど、専門相談機能の充実強化を図ります。 ・心身障がい福祉センター、発達教育センターをはじめとした様々な相談機関や、医療機関等との相互的・有機的な連携を強化し、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育の分野から一体的、継続的な相談支援体制の充実強化を図ります。 ・虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、一時保護や入所措置等の客観性・専門性を図る観点から、福岡市こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会の意見を踏まえて措置を決定するなど、子どもの最善の利益を確保します。 	<p>(1) こども総合相談センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>こども総合相談センターでは、問題が深刻化する前に子どもや保護者などが気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談など、総合相談窓口としての機能の充実を図ります。</u> ○ 児童虐待や非行、発達上の問題や、思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関する事など、さまざまな相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性の強化や、弁護士資格を有する職員の配置などにより、<u>必要な体制を確保します。</u>また、遊戯療法・家族療法などの心理ケアや、家庭訪問、一時保護、グループ援助など、さまざまなプログラムを活用し、専門的な相談・支援機能の充実を図ります。 ○ 心身障がい福祉センター、<u>療育センター</u>、発達教育センターをはじめとする相談・支援機関や、医療機関などとの相互的・有機的な連携を強化し、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健・福祉・教育の視点から一体的・継続的な<u>支援</u>に取り組みます。 ○ 虐待などの深刻な問題に適切に対処するとともに、一時保護や施設入所などの措置の客観性・専門性を担保するため、福岡市こども・子育て審議会の「<u>処遇困難事例等専門部会</u>」の意見を踏まえて措置の決定を行うなど、子どもの最善の利益を確保します。
<p>(2) 区、地域及び学校における相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所（保健福祉センター）においては、こども総合相談センターや子ども家庭支援センターと綿密な連携を図るとともに、保健師、助産師、保育士、心理 	<p>(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所（保健福祉センター）では、<u>市民に身近な相談窓口として、保護者が不安や悩みを気軽に相談できるよう、体制・機能の充実を図ります。</u>また、

<p>士等の専門性を生かした相談支援を行うなど、保護者が子どもに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校など地域における関係機関と連携し、より身近な地域での相談支援体制を充実強化します。 ・学校の教職員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と十分に連携を図り、子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止します。 	<p>こども総合相談センターや子ども家庭支援センターと連携しながら、保健師、助産師、保育士、心理士、<u>家庭相談員</u>など、職員の専門性を生かした相談・支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの機関と連携し、より身近な場所での相談・支援を強化します。 ○ 学校においては、教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが十分に連携し、子どもに関する問題の早期発見・早期対応に努め、深刻化を防止します。
<p>(3) 子ども家庭支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターにおいては、子どもに関する家庭からの相談や区やこども総合相談センターからの要請に応じ必要な援助を行うほか、休日・夜間における相談・支援体制の強化を図ります。 	<p>(3) 子ども家庭支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センターでは、<u>こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）を補完する窓口として、休日と夜間に、家庭からの相談に応じた支援や、こども総合相談センター・区役所からの要請に応じた支援を行います。</u> ○ <u>より身近な場所で気軽に相談ができるよう、新たなセンターの設置を検討します。</u>
<p>(4) 被害にあった子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件、事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校やこども総合相談センター等関係機関が連携しながら、被害を受けた子どもやその家族等への支援を行います。 	<p>(4) 被害に遭った子どもの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センターなどの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族などを支援します。
<p>2 児童虐待防止対策</p> <p>児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、一人ひとりの子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、再発防止、社会的自立までの切れ目のない取組を社会全体で推進します。</p>	<p>2 児童虐待防止対策</p> <p>一人ひとりの子どもが、安心して、<u>心身ともに健やかに成長</u>できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、<u>被害を受けた子どもの回復</u>と社会的自立まで、切れ目のない取組を社会全体で推進します。</p>
<p>(1) 未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合相談センターにおいては、24時間受付の相談電話など、相談しやすい環境づくりを推進します。 ・区役所（保健福祉センター）においては、新生児訪問指導や生後間もない乳児 	<p>(1) 未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所（保健福祉センター）においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした相談会を行うとともに、<u>新生児訪問指導の訪問家庭を拡大</u>するなど、産後の育児不安が強い時期

<p>がいる家庭を対象とした相談会などを実施し、産後の育児不安が強い時期の支援を推進するとともに、産科医療機関と連携し、妊娠期からの支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査などの機会を捉え、育児不安が強い家庭や養育困難の状況にある家庭の把握に努め、保健師の家庭訪問等により家庭の状況に応じた支援を行います。 ・地域においては、こんにちは赤ちゃん訪問や子育て交流サロンなど、乳幼児とその家庭を支える取組を推進します。 ・予期しない妊娠は児童虐待のリスク要因のひとつであり、学校や医療機関など関係機関と連携し、予期しない妊娠への対策に取り組みます。 	<p>の支援の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握に努め、保健師の訪問などにより、家庭の状況に応じた支援を行います。 ○ 地域では、<u>民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組を推進・支援</u>します。 ○ 学校や医療機関などと連携し、児童虐待のリスク要因の一つである予期しない妊娠への対策に取り組みます。 ○ 社会全体で子どもを見守る取組を進めるため、<u>市をはじめ、子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」</u>において、虐待防止に向けた広報・啓発活動を展開します。
<p>(2) 早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる団体で構成する子ども虐待防止活動推進委員会が中心となり、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を推進します。 ・休日・夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認を行う体制の充実を図ります。 ・医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員など虐待を早期に発見できる機関と、こども総合相談センター、区役所（保健福祉センター）が研修の機会などを通して相互理解を深め、一層連携を強化し、地域において子どもを見守ります。また、医療機関のネットワークにより、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 ・児童虐待と関連の深い配偶者からの暴力（DV）に関する相談について、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、被害者支援や広報・啓発に取り組みます。 	<p>(2) 早期発見・早期対応</p> <p>→ 「子どもに関わる団体で～」は前項目へ移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認を行う体制の充実を図ります。 ○ 虐待の早期発見が可能な、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員などと、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）が、研修の機会などを通じて相互理解を深め、これまで以上に連携しながら、地域で子どもを見守ります。 ○ <u>医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組を行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。</u> ○ <u>配偶者やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）による子どもへの心理的虐待について、「福岡市配偶者暴力相談支援センター」などの関係機関との連携をさらに深め、早期の対応を行います。</u> <p>(3) 再発防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。</u>

	<p>○ <u>保護者が、暴力に頼ることなく、子どもの発達段階に応じて適切に関わる方法を学ぶ“ペアレンティングトレーニング”などに取り組みます。</u></p>
<p>(3) 関係機関等との連携による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉、医療、保健、教育、警察等関係機関による市及び区要保護児童支援地域協議会において、要保護児童等についての情報交換や支援内容の協議等を行い、関係機関が連携し、地域全体で子どもを見守り、きめ細かな支援を行うとともに、虐待の再発防止に努めます。 ・地域における支援ネットワークの構築に努めます。 ・虐待による死亡など子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。 	<p>(4) 関係機関などとの連携による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する市及び区の「要保護児童支援地域協議会」において、支援を要する児童についての<u>情報共有</u>や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。 ○地域では、<u>困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築</u>に努めます。
	<p>(5) 重篤事例の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の「権利擁護等専門部会」において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。
<p>3 社会的養護体制の充実</p> <p>養育が困難な家庭の子どもに、できるだけ家庭的な環境での養育を保障するため、里親制度の拡充を図るとともに、児童養護施設などの小規模化による養育体制の整備を進めます。また、専門的ケア機能の強化や家庭支援機能の充実を図ります。</p> <p>さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るほか、児童養護施設などに入所している子どもの権利擁護を推進します。</p>	<p>3 社会的養護体制の充実</p> <p><u>さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進</u>します。また、児童養護施設などにおいても、<u>家庭的な養育環境を整えるため、施設の小規模化など</u>を進めます。</p> <p><u>また、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて、専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実</u>を図ります。</p> <p>さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに、児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進します。</p>
<p>(1) 家庭養護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規里親を開拓し、里親委託率の向上を図るとともに、里親に対する研修や委託後の支援の充実を図ります。 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の促進を図ります。 	<p>(1) <u>里親等委託（家庭養護）の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>里親等委託の優先を原則として、新規里親の開拓に引き続き取り組むとともに、ファミリーホームの増設を行い、里親等への委託率の向上</u>を図ります。 ○ <u>こども総合相談センターと子ども家庭支援センターが共同で、里親に対する研</u>

	<p><u>修を計画的に行います。また、里親に悩みごとが生じた場合に、児童養護施設などに配置されている「里親支援専門相談員」、子ども家庭支援センターなど、里親が複数の相談先を選べる体制をつくるなど、里親への支援の充実を図ります。</u></p>
<p>(2) 専門的ケア機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等において家庭的な環境で養育できるよう、別に定める児童養護施設等の小規模化に係る推進計画との整合性を図りながら、ケア単位の小規模化を促進します。 専門的なケアを必要とする児童のため、施設機能強化の手法について検討を進めます。 	<p>(2) 施設機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>児童養護施設などの小規模化及び家庭的養護の推進に関する国の方針を踏まえ、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、児童養護施設などのケア単位の小規模化を<u>着実に</u>促進します。</u> ○ 専門的なケアを必要とする児童のため、<u>入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”を設置するとともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの職員の専門性強化に向けた検討を進めます。</u>
<p>(3) 家庭支援機能等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センター、施設、里親等の連携を十分に図り、家族再統合に向けた支援を充実します。 	<p>(3) 家庭支援機能などの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センター、<u>児童養護施設、里親などの十分な連携を図り、親子関係の再構築に向けた支援を充実します。</u> ○ <u>ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。</u>
<p>(4) 自立支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設退所後までを見据え自立に向けた支援を計画的に実施するとともに、施設を退所した子どもの自立を支援する自立援助ホーム等の充実を図ります。 	<p>(4) 自立支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所している子どもの退所後を見据え、自立に向けた支援を計画的に行うとともに、<u>退所後の居場所や互いに助け合える自助グループの形成を促進します。</u> ○ 自立援助ホームなどの充実を図るとともに、<u>児童養護施設や自立援助ホームなどを退所した児童について、他の施策との連携を踏まえ、支援策を検討します。</u>
<p>(5) 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の質を確保するため、研修等により人材の育成を図ります。 	<p>(5) 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護の質を確保するため、研修などにより人材の育成を図るとともに、<u>施設職員の採用の仕組みについて検討を行います。</u>

<p>(6) 子どもの権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に入所する子どもの権利を擁護するため、子ども向け専用電話の設置や冊子の配付、施設に対する第三者評価などを実施し、施設等に入所する子どもの権利の保障と子どもの声が届く体制を推進します。 ・親権者がいない子どもの福祉のために、必要に応じて未成年後見制度を活用します。 	<p>(6) 子どもの権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等に入所する子どもの権利を擁護するため、施設の第三者評価などを引き続き実施するとともに、入所している子ども専用の相談電話や冊子（権利ノート）の活用について周知を図ります。また、<u>弁護士や小児科医など専門性を有する第三者チームが定期的にかつ積極的に子どもの声を聞く仕組みづくりを検討します。</u> ○ 親権者がいない子どもの福祉のため、必要に応じて未成年後見制度を活用します。
<p>4 障がい児支援</p> <p>障がいのある子どもは、発達に心配があるなど障がいの疑いが生じた段階からの早期対応、早期支援が重要です。</p> <p>障がいのある子どもに対する早期発見・早期支援、さらにノーマライゼーションの理念のもとに、それぞれの自立をめざした療育体制の充実を図ります。</p> <p>特に、近年、発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援体制の充実に努めます。</p>	<p>4 障がい児支援</p> <p>障がいのある子どもについては、「<u>発達が気になる</u>」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。</p> <p>また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。</p> <p><u>注）ノーマライゼーションとは：障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すという理念。そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。</u></p>
<p>(1) 早期発見・早期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の受診や乳幼児健康診査などにおいて障がいの疑いがある場合は、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターでの医学的診断等を実施し、早期発見に努めます。 ・発達が気になる段階から家族を含めた支援を行うため、身近な区役所（保健福祉センター）や、心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら取り組みます。 	<p>(1) 早期発見・早期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めます。 ○ 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。
<p>(2) 療育体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの重度重複化や発達障がいの増加に対応するため、就学前の子どもが知的障がい、肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービスな 	<p>(2) 療育・支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、就学前の子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、<u>障がい児の通園施設や放課後等デ</u>

<p>ど、療育体制の充実強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の障がい児の通園や外来による療育，通園が困難な重症心身障がい児等に対する訪問療育を行うとともに，障がい児が通う幼稚園，保育所，認定こども園等への支援及び障がい児施設等での日中一時支援事業の実施など，障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。 ・学校，行政，企業等の関係団体・機関が連携し，就労に向けた取組を推進します。 	<p>イサービスなどの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前の障がい児の通園や外来による療育を行うとともに，通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行います。また，障がい児が通う保育所，幼稚園，認定こども園などへの支援や，障がい児施設などでの<u>日帰りの一時支援や預かり時間の延長</u>などにより，障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。 ○ 学校と行政，事業者などが連携し，就労に向けた取組を推進します。
<p>(3) 発達障がい児とその家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して，乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を実施するため，発達障がい者支援センターを中心に，障がいの特性を踏まえた相談・支援や発達障がい理解促進のための啓発を行うとともに，専門家や幅広い関係機関で構成する発達障がい者支援協議会等を通して，関係機関の連携を強化し，支援体制の充実を図ります。 	<p>(3) 発達障がい児の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい者支援センターを中心に，自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し，乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ，障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。 ○ <u>専門家や団体，事業者，保健・教育・福祉関係者</u>などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて，関係機関・団体の連携を強化し，支援体制の充実を図ります。 ○ 発達障がいへの理解を促進するため，啓発活動に取り組みます。
<p>5 子ども・若者の支援</p> <p>思春期は子どもから大人になる移行期として心理的にも身体的にも大きく成長する時期であり，特有の不安や悩み，ストレスも多くなるため，思春期の子どもに対する相談体制を充実します。</p> <p>また，不登校やひきこもりなどの子ども・若者への支援の充実を図るとともに，自立に向けた取組を推進します。</p>	<p>5 子ども・若者の支援</p> <p>思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。</p> <p>また、<u>いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える</u>子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進します。</p>
<p>(1) 思春期の保健・健康教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期を迎える子どもを対象に，学校や区役所（保健福祉センター）において，乳幼児とのふれあい等を通して，家族のふれあいの大切さや親になるための相互の協力の必要性，正しい性知識や生命の尊さを伝えます。 ・子どもの発達段階に応じて，近年特に若年層化している薬物乱用や，エイズ等の性感染症，喫煙・飲酒などの防止教育や啓発活動を実施し，家庭や地域における取組を支援します。 ・福岡県においては，10代の人工妊娠中絶率が高い状況にあり，関係機関と連 	<p>(1) 思春期の保健・健康教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期を迎える子どもに，家族のふれあいの大切さや，<u>親の役割</u>、正しい性知識や生命の尊さを伝えるため，学校や区役所（保健福祉センター）において，乳幼児とのふれあいの機会などを提供します。 ○ 近年、特に低年齢化している薬物乱用やエイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組を支援します。 ○ 10代の人工妊娠中絶の実施率が高い状況にあることから、関係機関と連携し、

<p>携し、予期しない妊娠の予防に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者等からの相談体制を充実します。 	<p>予期しない妊娠の予防に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。
<p>(2) いじめの未然防止の充実、不登校の子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるということを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行うとともに、児童生徒がいじめについて考え、主体的に取り組むことで、いじめを許さない学校づくり、学級集団づくりを行い、家庭・地域とともにいじめの撲滅に努めます。 ・不登校をはじめとする「中1ギャップ」への確に対応するため、学校選択制による中学校1年生での少人数学級を実施するとともに、不登校児童生徒へ専任的に対応する不登校対応教員や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置などにより、不登校児童生徒に対する支援を充実します。 	<p>(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学校や教育委員会、こども総合相談センター、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。</u> ○ いじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。また、児童生徒がいじめについて考え、主体的に取り組むことで、いじめを許さない学校づくり、学級集団づくりを行い、家庭・地域とともにいじめの撲滅に努めます。 ○ 不登校などの原因の一つともいわれる“中1ギャップ”に的確に対応するため、各学校の判断に応じて、中学1年生での少人数学級を実施します。また、不登校の児童生徒に専任で対応する「不登校対応教員」や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校の児童生徒に対する支援を充実します。
<p>(3) ひきこもりの子ども・若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期のひきこもりについては、その傾向のある子どもへの集団支援や訪問相談員の派遣など、自立に向けた支援に取り組みます。 ・成人期のひきこもりについては、相談事業や集団支援の実施により、対人関係の改善や社会参加を支援します。 ・保護者会・家族会の開催や関係機関との連携による支援の強化を図ります。 	<p>(3) ひきこもりの子ども・若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりの傾向がある子ども・若者については、<u>集団で活動する場を提供する“集団支援”</u>や、訪問相談員の派遣など、自立に向けた支援を行います。 ○ 成人期のひきこもりについては、相談事業や集団支援により、対人関係の改善や社会参加を支援します。 ○ 保護者会・家族会を開催するとともに、<u>関係機関・団体と連携し、支援の強化を図ります。</u>
<p>(4) 子ども・若者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の自立心や社会性の醸成を図るため、中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができるフリースペースを提供するとともに、地域において若者の居場所を運営するNPO等への支援を行い、子ども・若者が健やかに育つ環境づくりを進めます。 ・非行などの問題を抱え、学校生活に適應できない児童生徒に対し、空き教室や 	<p>(4) 子ども・若者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。また、地域で若者の居場所を運営するNPOなどを支援し、子ども・若者が健やかに育つ環境づくりを進めます。 ○ 非行などの問題を抱え、学校生活に適應できない児童生徒に対し、空き教室や公民館を活用して学習などの支援を行います。

<p>公民館を活用して学習などの支援を実施します。</p> <p>・非行やひきこもりなどの子ども・若者が、立ち直りや就労などに向けた第一歩を踏み出す機会として、農業など様々な就労体験の場の充実を図るとともに、関係機関・団体・企業等と連携し、就労支援等の取組など自立に向けた支援を推進します。</p>	<p>○ 非行やひきこもりなどの子ども・若者が、立ち直りや就労などに向けた第一歩を踏み出す機会として、農業などさまざまな就労体験の場の充実を図るとともに、関係機関・団体、事業者などと連携し、自立に向けた支援を行います。</p>
<p>6 子どもの貧困問題への対応</p> <p>子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援等の取組を推進します。</p>	<p>6 子どもの貧困問題への対応</p> <p><u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくる</u>とともに、<u>教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進</u>します。</p> <p>教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、<u>さまざまな方面から、国や県とも密接に連携するとともに、市の関係部局が連携して取り組み</u>ます。</p>
<p>7 子どもの権利の啓発</p> <p>子どもにかかわる指導者をはじめ、すべての市民が子どもの権利を尊重する意識を高めるよう、様々な機会を捉え、児童の権利に関する条約の周知徹底や、虐待、体罰、いじめの防止などについての啓発活動を実施します。</p> <p>また、外国籍等の子どもを含むすべての子どもが、お互いの文化の違いを尊重し、共に生きる心を育む環境づくりを進めるとともに、外国人の子どもが学校や地域においてコミュニケーションが図れるよう、日本語等の習得の支援を行います。</p>	<p>7 子どもの権利の啓発</p> <p><u>子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、</u>さまざまな機会をとらえて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、<u>互いの文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。</u>さらに、<u>日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援</u>を行います。</p>
<p>8 子どもの社会参加</p> <p>家庭、学校、地域など子どもを取り巻くすべての大人が、子どもの発達段階に応じた子どもの権利について理解するとともに、子どもが意思表示する機会を確保し、まちづくり、子どもにかかる事業の実施や計画の策定などにおいて、子どもの意見の反映に努めます。</p> <p>また、子どもを社会の一員として、責任を持った「ひとりの市民」として尊重し、子どもの主体的な活動を促進します。</p>	<p>8 子どもの社会参加の促進</p> <p><u>すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めます。</u></p> <p>また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進します。</p>

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【前計画での取組と成果】

- 保育需要の急増に対応して集中的に保育所整備を実施した結果、平成24年度末時点での定員数は27,664人となり、平成26年度末の目標定員数26,519人をすでに達成するとともに、平成25年度当初の待機児童数は6年ぶりに減少しています。
- 延長保育、特定保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスの充実に取り組んでいます。
- 4か月健診時のアンケート調査において、育児は楽しいと答えた母親の割合は増加しています。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスを支援するとともに、“「い～な」ふくおか・子ども週間”の推進により、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに社会全体で取り組んでいます。
- 福岡市における男性の育児参加率は増加しており、女性の出産に伴う離職率も減少傾向にあります。

【現状と課題】

- 平成27年4月にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に対応し、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実に図っていく必要があります。
- これまで、保育所整備を進め待機児童の解消を図ってきましたが、今後も共働き家庭の増加や転入者が多い状況等により保育を必要とする子どもの数は増加すると考えられます。地域の特性や子どもの年齢を考慮した細かな対応が必要です。
- 病児保育や就労形態の多様化等に対応した延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの一層の充実が求められています。
- 安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。また、安全・安心な妊娠と出産のため、情報提供や普及啓発が重要となっています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、妊婦や乳幼児の保護者を対象とした健康づくりについての指導や啓発の充実に図る必要があります。

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

【前計画での取組と成果】

- 保育需要の急増に対応するため、集中的に保育所整備を行った結果、平成26年度当初の時点で待機児童の解消を実現しました。また、延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなど、多様な保育サービスの充実に取り組んできました。
- 妊婦健康診査の検査項目の拡充や、乳幼児の健全な発達を支援するための親子教室の全区への拡大など、母親と子どもの健康づくりに向けた施策の拡充を図りました。
- ひとり親家庭に向けては、就業への助言などを行う「自立支援プログラム員」を配置したほか、児童扶養手当の支給対象を父子家庭へも拡大するなど、支援の充実に取り組みました。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するとともに、“「い～な」ふくおか・子ども週間”を推進し、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みました。

【現状と課題】

- 共働き家庭の増加や転入者が多いことなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。子どもの年齢ごと、地域ごとのニーズや特性を考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要となっています。また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアの拡充が求められています。
- 4か月児の健康診査時に実施するアンケートで、「育児は楽しい」と答えた母親の割合が増加する一方、「育児に心配がある」と答えた母親の割合も増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、健康づくりに関する、妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。
- 非正規雇用で働く人の割合の上昇や、ひとり親家庭の増加などにより、経済的

<ul style="list-style-type: none"> ■非正規雇用率の上昇やひとり親家庭の増加等により、経済的支援が必要な家庭が増えています。 ■男性の育児参加率は増加しており、女性の出産に伴う離職率も減少傾向ではありますが、今後もさらに、市民・地域・企業と共働き、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進していく必要があります。 	<p>支援が必要な家庭が増えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
<p>施策の方向性</p> <p>すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実するとともに、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育を必要な子どもに確実に提供し、すべての子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化等に対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図るとともに、市民、地域、企業と共働き、男性も女性も仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p><u>安心して子どもを産み育てられる社会をつくっていくためには、社会全体で子育て家庭を支え、支援していくことが必要です。</u></p> <p><u>母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。</u></p> <p>また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も、<u>子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。</u></p>
<p>1 幼児教育・保育の充実</p> <p>「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、就学前の子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供を行い、すべての子どもの健やかな成長を支援します。</p>	<p>1 幼児教育・保育の充実</p> <p>「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育の<u>確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上</u>などに取り組みます。</p>
<p>(1) 教育・保育の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の提供にあたっては、区域内の需要に柔軟に対応できるよう、行政区を提供区域として設定し、体制を確保します。 ・保育のニーズについては、これまでの集中的な整備により保育所へ入所できない子どもは減少しましたが、女性の就業率の増加などに伴い、今後も入所申込数は増加すると考えられます。このニーズに的確に対応するため、幼稚園、保育所や認定こども園、小規模保育事業等の地域型保育事業の提供体制を確保します。 ・ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供、相談支援を行う福岡市保育コンシェルジュの活動の充実を図ります。 ・教育・保育施設、地域型保育事業への多様な主体の参入促進については、調査 	<p>(1) 教育・保育の提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育のニーズに的確に対応するため、<u>福岡市子ども・子育て審議会の「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。(保育所における保育は、児童福祉法に基づき、引き続き市が実施します。私立保育所では、市からの委託により保育を実施します。)</u> ○ それぞれの地域における需要に柔軟に対応できるよう、<u>あらかじめ“提供区域”を設定の上で、“教育・保育の必要量の見込み”を算出し、適切な提供体制の確保を図ります。</u> ○ ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や、相

<p>研究を行います。</p>	<p>談・支援を行う「保育コンシェルジュ」の増員と活動の充実を図ります。</p> <p>○ 教育・保育施設、地域型保育事業への多様な主体の参入の促進については<u>研究</u>を行います。</p>
<p>(2) 保育士等の人材確保</p> <p>・保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターに保育士就職相談員を配置し、潜在保育士等への就職あっせん等を行うとともに、就労、就業継続のための支援を推進します。</p>	<p>(2) 保育士などの人材確保</p> <p>○ 質の高い人材を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」に「<u>保育士就職相談員</u>」を配置し、潜在保育士（<u>現在は離職している保育士資格取得者</u>）などへの就職あっせんや、就業継続のための支援などを行います。</p>
<p>(3) 多様な保育サービスの充実</p> <p>・保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児保育、一時預かりなど、需要動向を踏まえながら多様な保育サービスの充実を図ります。</p>	<p>(3) 多様な保育サービスの充実</p> <p>○ 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、<u>ショートステイ</u>など、多様な保育サービスの充実を図ります。</p> <p>○ <u>それぞれのサービスについて、必要な“量の見込み”を算出の上で、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、計画的な整備を行います。</u></p> <p>○ <u>ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。</u></p>
<p>(4) 教育・保育の質の向上</p> <p>・教育・保育の提供については、子どもの幸せとともに、保護者の生活実態等を十分に踏まえることが必要です。子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育ての孤立化等の問題なども含め、子どもと子育て家庭への支援の観点から教育・保育を提供します。</p> <p>・教育・保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。</p> <p>・認可外保育施設については、保育内容や児童の健康、安全・衛生面の充実を促進します。</p>	<p>(4) 教育・保育の質の向上</p> <p>○ 保護者の生活の実態などを十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育て家庭の孤立の問題への対応なども含めて、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。</p> <p>○ 教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。</p> <p>○ 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。</p>
<p>(5) 教育・保育の連携推進</p> <p>・幼稚園、保育所や認定こども園等においては、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭及び地域との連携のもと、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。</p>	<p>(5) 教育・保育における連携推進</p> <p>○ 保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園，保育所や認定こども園と小学校等や地域型保育事業者との連携を強化し，質の高い教育・保育をめざします。 	<p>○ 小・中学校と保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者などの連携を強化します。</p>
<p>2 母と子の心と体の健康づくり</p> <p>安心して妊娠・出産・子育てができるよう，妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実するとともに，小児医療や食育の充実を図るなど，母と子の心と体の健康づくりを推進します。</p>	<p>2 母と子の心と体の健康づくり</p> <p>母親と子どもの心と体の健康を守るため，妊娠・出産期から，切れ目のない支援を行うとともに，小児医療や食育の充実を図ります。特に，育児不安が強い出産後早期の支援や，妊娠・出産・<u>育児</u>に関する情報提供などにより，母子保健施策の充実を図ります。また，不妊に悩む人への支援を行います。</p>
<p>(1) 健康づくりの推進</p> <p>母親が安心して出産し，子どもが健やかに生まれ育つためには，出産前から出産後，乳幼児期と一貫した支援が必要です。</p> <p>特に，育児不安が強い出産後早期の支援や，妊娠・出産等に関する正しい情報提供や啓発等が重要になっており，母子保健施策の充実を図ります。</p>	<p>(1) 健康づくりの推進</p> <p>→記載内容を他の項に統合</p>
<p>●健康診査・指導，予防接種の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び胎児の健康管理の充実・向上，疾病や異常の早期発見や予防などのため，医療機関等での妊婦健康診査について費用を助成します。 ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期治療などのため，乳幼児健康診査を実施し，必要に応じて，保健指導や関係機関への紹介などの支援を行います。 ・感染症予防のため，予防接種を推進します。 	<p>①健康診査・指導，予防接種の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦と胎児の健康管理の充実・向上，疾病や異常の早期発見や予防などのため，医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。 ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期治療などのため，乳幼児健康診査を行い，必要に応じて，保健指導や関係機関への紹介などを行います。 ・感染症を予防するため，<u>ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら</u>，予防接種を推進します。
<p>●情報提供や相談事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域など身近に場所に，妊娠，出産や育児等について相談ができる人が少ない環境の中，インターネット等で情報を集める人が増えており，安心・安全な妊娠・出産のため，市のホームページなどにより妊娠・出産等に関する適切な情報提供と啓発に取り組むとともに，マタニティスクールや新生児訪問指導，乳幼児健康診査など様々な機会を捉え，適切な情報提供と相談事業の充実を図ります。 ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に，子どもの食生活，早寝早起きなどの基本的 	<p>②情報提供や相談事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子健康手帳の交付や副読本の配布などにより，妊婦や乳幼児の保護者に，乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。</u> ・インターネットで情報を収集する人が増えていることから，ホームページや<u>メールマガジン</u>などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに，マタニティスクールや新生児訪問，乳幼児健康診査など，さまざまな機会をとらえて，適切な情報提供と相談を行います。 ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に，子どもの食生活，早寝早起きなどの基本

<p>な生活習慣の形成や、テレビ等のメディアの影響、乳幼児の死亡原因の大きな割合を占める家庭内等での事故の予防や安全対策、応急手当などについて情報提供や啓発を推進します。</p>	<p>的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。<u>また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健診や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。</u></p>
<p>●妊産婦等の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 産科医療機関等と連携し、必要な妊産婦に対し、妊娠期から保健師の家庭訪問等による支援を行います。 助産師などの専門スタッフによる新生児訪問の充実を図るなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実を図ります。 乳幼児健康審査などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣などを行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、きめ細かな支援を行います。 	<p>③妊産婦などの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 産科医療機関などと連携し、必要な妊産婦に対して、妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。 助産師などの専門スタッフによる新生児訪問の充実を図るなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実を図ります。 乳幼児健康審査などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣などを行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。
<p>●学校等や地域における健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所や小・中学校においては、園児、児童生徒への健康教育や給食などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断等を実施し、子どもの健康の保持増進を推進します。 	<p>④学校などにおける健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所や幼稚園、小・中学校において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。
<p>(2) 小児医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 小児医療については、新病院（こども病院）において高度専門医療を提供するとともに、周産期医療に取り組みます。 急患診療センター等に従事する医師の確保を図るなど、初期救急医療体制を強化し、小児救急医療体制の充実を図ります。 未熟児、慢性疾患等長期療養児等を持つ親に対し、医療費の経済的支援に加え、適切な情報提供を行うとともに、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実を進めます。 	<p>(2) 小児医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡市立こども病院」において高度専門医療を提供するとともに、周産期医療に取り組みます。 ○ <u>子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターに従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。</u> ○ 未熟児、慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実を進めます。
<p>(3) 食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努め、家庭・保育所・幼稚園、 	<p>(3) 食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育

<p>認定子ども園等において、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進め、「食を営む力の基礎づくり」を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期です。これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに食育指導計画を作成し、学校教育活動全体の中で広く食に関する指導を行います。 ・子どもの健康づくりを進めるため、食品の安全性確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。 	<p>所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期です。これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。 ○ 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。
<p>(4) 不妊等に悩む人への相談体制と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦が抱える心の悩みの相談対応や不妊治療費の助成を実施します。 	<p>(4) 不妊に悩む人への相談体制と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費の助成を行うとともに、心の悩みの相談に応じます。
<p>3 ひとり親家庭への支援</p> <p>福岡市におけるひとり親家庭は増加傾向にあります。</p> <p>各種相談を通して、それぞれの家庭が抱える問題に対しきめ細かな支援を実施するとともに、子育てと就労の両立を支援し、自立に向けた取組を推進します。</p>	<p>3 ひとり親家庭への支援</p> <p>ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。<u>また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。</u></p>
<p>(1) 相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所（保健福祉センター）、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。 	<p>(1) 相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所（保健福祉センター）、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。
<p>(2) 子育てや生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、子育てや日常生活、子どもの学習面での支援を推進します。 ・特に、父子家庭に対する生活支援施策の充実を図ります。 	<p>(2) 子育てや生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てや日常生活、子どもの学習面に関する支援を推進します。
<p>(3) 就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設であるひとり親家庭支援センタ 	<p>(3) 就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援セ

<p>一において、相談から就業まで一貫した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター、公共職業安定所、関係局の連携を図り、就業支援に向けた取組を強化します。 ・特に、母子家庭の自立に向けて、就業に有利な資格の取得や能力開発など就業や転職のための支援を実施します。 	<p>ンターにおいて、相談から就業まで一貫した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同センターと公共職業安定所、市の関係部署の連携を図り、就業に向けた支援を強化します。 ○ 就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。
<p>(4) 経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援を必要とするひとり親家庭に対して、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る取組を推進します。 	<p>(4) 経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。<u>また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。</u>
<p>(5) 養育費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健全に育っていくために必要なものであるため、養育費の取得に関する啓発や、法律面での相談の場を提供します。 	<p>(5) 養育費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健やかに育つために必要なものです。そのため、養育費の取得に関する啓発を行うとともに、法律面での相談の場を提供します。
<p>4 子育て家庭への経済的な支援</p> <p>子育てにかかる経済的負担の軽減に対する市民ニーズは高く、社会全体で子育て家庭を支援する取組を推進します。</p> <p>中学校修了までの子どもを対象とした児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成等を行うほか、必要な教育・保育を受けることができるよう助成を行います。</p>	<p>4 子育て家庭への経済的な支援</p> <p>子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行います。</p>
<p>5 仕事と子育てが両立できる環境づくり</p> <p>男女共同参画による子育てを促進するとともに、働き方の見直しに向けた環境整備を推進し、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに社会全体で取り組みます。</p>	<p>5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり</p> <p><u>男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組めます。</u></p>
<p>(1) 子育てへの男女共同参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターや市民センター、公民館などにおいて、男女共同での子育て意識を高めるための講座等を開催するなど、市民への啓発を推進しま 	<p>(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>男女が共同で子育てを行う意識を高めるとともに、父親の育児参加を促進するため、男女共同参画推進センターや市民センター、公民館などにおいて講</u>

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時やマタニティスクールにおいて、妊娠等の支援に関する制度や、問い合わせ機関の紹介を行うほか、父親の育児参加を促進するための講演会の開催等を行います。 学校教育においては、子育てに対する男女共同参画への理解が深まるよう、学校行事や教科の学習、啓発冊子の活用による取組を推進します。 妊娠、出産、育児等で仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職期間のブランクを克服するための講座等を開催するなど、母親等の再就職支援を行います。 	<p>座や講演会を開催するなどの取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育においては、学校行事や教科の学習、啓発冊子の活用を通じて、子育てへの男女共同参画への理解促進を図ります。 母子健康手帳に、<u>産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。</u> 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、母親などの再就職の支援を行います。
<p>(2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業において、一般事業主行動計画に基づき、労働時間の短縮や育児休業制度等の充実など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、福岡市の産学官によるワーク・ライフ・バランス推進研究会において、福岡の企業における推進策を提唱します。 子どもを生み育てながら安心して働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業の意識改革や社内活動の支援を行うとともに、企業のネットワーク形成により、女性活躍支援に取り組む企業の創出を図ります。 	<p>(2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における、一般事業主行動計画に基づく労働時間の短縮や育児休業制度の充実などの、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、<u>企業を対象とした講座を開催します。</u> 女性が働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、<u>企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。</u>
<p>(3) 社会全体での子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月1～7日を「『い～な』ふくおか・子ども週間♡」と定め、個人や企業、地域などが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発を推進し、子どもと子育て家庭にやさしい社会をめざします。 	<p>(3) 社会全体での子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月1～7日を「『い～な』ふくおか・子ども週間♡」と定め、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組めます。
<p>6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり</p> <p>安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住支援に関する施策を推進します。</p> <p>また、市民、事業者及び行政それぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快</p>	<p>6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり</p> <p>安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。</p> <p>また、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快</p>

<p>適に利用できるバリアフリーのまちづくりを進めます。</p>	<p>適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。</p>
<p>7 子どもや子育てに関する情報提供</p> <p>ホームページ「ふくおか・子ども情報」での情報提供やメールマガジンの配信、情報誌の発行のほか、テレビ等を活用し、子どもに関する施策や施設の情報、団体・サークル、イベントなどの民間の情報を含めた子どもや子育てに関する様々な情報を市民に分かりやすく提供します。</p>	<p>7 子どもや子育てに関する情報提供</p> <p>「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、<u>冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、</u>子育て支援や施設に関する情報のほか、<u>団体・サークル、イベントに関する情報など、</u><u>官民を問わず</u>子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。</p>
<p>目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり</p> <p>【前計画での取組と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保護者等が昼間家庭にいない子どもに遊びと生活の場を提供する留守家庭子ども会事業について、平成27年度当初の全校全学年受入に向けた拡充に取り組んでいます。 ■市内14か所に「子どもプラザ」を設置し、乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる常設の遊び場を提供するとともに、市内61の小学校で放課後等の遊び場づくり事業を実施し、放課後に子どもたちが校庭等で安心して遊びや活動ができる場づくりを推進しています。 ■子どもに様々な体験活動の機会を提供するため、アジア太平洋こども会議・イン福岡をはじめとした国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などの充実を図っています。 ■子どもが、社会との関わりを学び、自立した大人へと成長していくよう、中学校での職場体験学習を実施するとともに、小中学生を対象に子どもの主体性を育む体験の場「ミニふくおか」や、中高生を対象に自分の将来を考える学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施し、様々な体験や人との交流を通して、子どもの主体性の醸成と職業観の育成に取り組んでいます。 	<p>目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり</p> <p>【前計画での取組と成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保護者などが昼間家庭にいない小学生を対象とする「留守家庭子ども会」について、<u>全施設（136小学校）での全学年受け入れに向けた拡大に取り組みました（2015[平成27]年度当初に達成予定）。</u> ■乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる「子どもプラザ」を14か所に設置したほか、小学生が放課後に学校の校庭などで遊びや活動を行う「放課後の遊び場づくり事業」を74校まで拡大しました。 ■さまざまな体験の機会を子どもたちに提供するため、「アジア太平洋こども会議・イン福岡」などの国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などを推進しました。 ■子どもの主体性や職業観を育てるため、中学校での職場体験学習や、小・中学生が仮想のまちをつくる「ミニふくおか」、中学・高校生対象の学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施しました。
<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児の保護者の約9割が子育てを楽しんでいる一方で、都市化・核家族化や転入者が多い状況等を背景に、地域のつながりが希薄化しており、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増え、約1割の保護者が子育てに「不安や負担を感じる」、約6割が「多少は不安や負担を感じる」と答えています。 	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。そうした状況に伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。 ■共働き家庭の増加などにより、<u>放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しており、対応が求められています。</u>また、<u>地域の活動に参画・協力する保護者や、子</u>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 共働き家庭の増加等により、地域における子育て支援者や子どもを育成する指導者等が減少しており、今後も、地域で子どもを見守り育むしくみづくりを進めていく必要があります。 ■ 誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもとその家族が地域社会で生活していくための環境づくりを進める必要があります。 ■ 家庭の子育て力の低下が指摘される中、これまで以上に、子どもの基本的な生活習慣や規範意識の醸成を図ることが求められています。昨今の携帯ゲーム機やスマートフォン等の普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方に対応していく必要があります。 ■ 遊びや学びを通して、子どもが多様な人とふれあい、豊かな自己を形成していく場や機会が減少しており、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など子ども・若者の生きる力の低下が問題視されています。 ■ 若者の完全失業率や非正規雇用率、早期離職者率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的自立が課題となっています。 ■ 犯罪被害の低年齢化やインターネット等による有害情報の氾濫等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもの安全確保策を進める必要があります。 	<p>どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ユニバーサル都市・福岡」の理念を踏まえ、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもと家族が地域社会の中で生活していくための環境を<u>さらに整えていくことが求められています。</u> ■ 家庭の“子育て力”の低下が指摘されており、子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成を図っていくことが、これまで以上に課題となっています。また、スマートフォンや携帯ゲーム機などの普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が問題になっています。 ■ 子どもが、さまざまな体験を通して人とふれあい、自己を形成していく機会が少なくなっています。コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子ども・若者の生きる力の低下が課題となっています。 ■ 若者の完全失業率や非正規雇用比率、早期離職率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的な自立が課題となっています。 ■ 犯罪被害の低年齢化やインターネット上での有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの安全確保に向けた対策が必要となっています。
<p>施策の方向性</p> <p>地域の様々な人たちが子どもと子育て家庭を見守り育む環境づくりを進めるとともに、さらに、高齢者や乳幼児の父親が子育てに積極的に参画するしくみづくりを進め、家庭が本来の子育て力を発揮し、子どもの豊かな人間性や社会性が育まれるよう取組を推進します。</p> <p>また、子ども・若者に多様な体験や活動の機会を提供し、一人ひとりの個性を大切にしながら、社会性や主体性、創造力などを育み、目標に向かってチャレンジし、将来をリードする子ども・若者の成長を支える取組を推進します。</p>	<p>【施策の方向】</p> <p><u>子どもが、安全に、そして健やかに成長していくためには、隣近所の住民やコミュニティなど、さまざまな人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていくことが重要です。地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組みます。</u></p> <p>また、子ども・若者が、<u>多様な体験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進します。</u></p>
<p>1 子育て支援ネットワークの充実</p> <p>地域全体で子どもを見守り育む意識の醸成や、年齢・性別に関わりなく、子どもを育む活動に地域の様々な人たちが関わられるしくみづくりに努めます。</p>	<p>1 地域全体で子どもを育む環境づくり</p> <p><u>地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組みます。</u></p>

<p>(1) 子育て支援のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちを地域の中で健やかに育むためには、地域の子どもを育成する力を回復することが重要です。ファミリー・サポートセンター事業や子育て家庭への訪問活動などにより、地域で子どもを見守り育むとともに、地域のネットワークづくりを推進します。 ・地域において様々な人が子育てに参画できるしくみづくりを促進します。特に、父親や高齢者などが地域における子育ての活動等へ積極的に参加し、活躍できるしくみづくりを進めます。 ・障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流の催し等を実施している団体の活動を支援します。 	<p>(1) 子育て支援のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。幅広い世代の住民の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者、父親を含む子どもの保護者などが、子どもや子育てに関する取組や活動に積極的に参加・参画し、活躍できる仕組みづくりを進めます。</u> ○ ファミリー・サポート・センター事業や子育て家庭への訪問活動など、<u>地域で子育て家庭を支えるネットワークづくり</u>を推進します。 ○ 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を促進し、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる団体の活動を支援します。 ○ 子ども会育成連合会、PTA、自治協議会などを積極的に支援し、<u>コミュニティ活動や遊びを通じて、地域の中でのコミュニケーション、世代間交流の充実・活性化に努めるとともに、子どもたちが多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感や協調性、責任感などを身につけることができるよう取り組みます。</u>
<p>(2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPO等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子どもの活動の場や機会の充実を図るため、地域の様々な人材を発掘し、子どもの育成に携わる支援者や指導者の確保と育成の充実に努めます。 ・地域、大学、企業、NPO等と連携し、社会全体での子育て支援と次代を担う子ども・若者の育成に取り組みます。 	<p>(2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における子どもの活動の充実を図るため、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者や支援者の育成と確保に努めます。 ○ また、地域コミュニティや大学、企業、NPOなどと連携し、<u>地域における子育て支援と子ども・若者の育成に取り組みます。</u>
<p>2 健やかな成長を支える取組</p> <p>すべての子育て家庭が安心して子育てができ、また、子どもが地域のつながりや見守りの中で健やかに成長していくよう、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り育む環境づくりを推進します。</p>	<p>2 <u>子どもの健やかな成長を支える取組</u></p> <p><u>地域において、子どもの豊かな心を育むための取組や、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。また、子どもが放課後などに安全に過ごせる場を提供することにより、子どもの健やかな成長を支えます。</u></p>
<p>(1) 豊かな心を育む取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、地域団体に対して、道徳教育の講師派遣を行うとともに、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、子どもプラザや子育て交流サロン等 	<p>(1) 豊かな心を育む取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館や地域の団体に道徳教育の講師を派遣するとともに、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、子どもプラザや子育て交流サロンなどにお

<p>において、絵本の読み聞かせを通して、子どもの豊かな心を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等においては、小学校の公開授業等への参加・交流や、小学校、中学校においては、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置するなど、家庭・地域と連携し、子どもの道徳性を育む取組の充実を図ります。 	<p>いて、絵本の読み聞かせを行うことにより、子どもの豊かな心を育てます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所などにおいて、小学校の<u>道徳教育の公開授業</u>への参加などを行うとともに、小・中学校に、学校と地域をつなぐ「<u>学校・地域コーディネーター</u>」を配置するなど、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取組の充実を図ります。
<p>(2) 健やかな成長の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加により、放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しており、全学年に拡大した留守家庭子ども会事業については、配慮を要する子どもへの対応やスタッフの研修の強化など、事業の充実に努めます。 ・特別支援学校に通学する障がい児に放課後等の活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施するほか、地域における障がい児の放課後等の活動の場づくりを推進します。 ・地域における多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感、協調性、責任感などを身につけるよう、子ども会育成連合会やPTA、自治協議会などを積極的に支援し、遊びや地域活動などを通して、子ども同士や地域住民との世代間交流の機会の充実、活性化に努めます。 	<p>(3) 放課後などの活動の場づくり →項目の順番を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>子どもたちが、放課後などに安全に過ごせるよう、小学校1年生から6年生まで全学年を対象に「留守家庭子ども会」を実施します。</u>また、配慮を要する子どもへの対応やスタッフの研修の強化など、事業の充実に努めます。 ○特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する「特別支援学校放課後等支援事業」を全校で実施するほか、地域における障がい児の放課後などの活動の場づくりを進めます。 <p>→ 「<u>地域における多様な体験～</u>」については36ページに移動</p>
<p>(3) 家庭の子育て力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭は本来、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの基礎的な資質や能力と、豊かな情操や健やかな身体を育む重要な役割を持っていますが、育児不安、過保護や過干渉、放任など、家庭の子育て力の低下が指摘されています。 ・公民館や市民センター等で家庭教育の学習機会を提供するほか、区役所(保健福祉センター)等において、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室を開催するなど、家庭での子育て力が向上する取組を推進します。 ・携帯ゲーム機やスマートフォン等の普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が課題となっており、過度のメディア接触による発達への影響やネット依存の問題などについて、意識啓発を推進します。 	<p>(2) 家庭の子育て力の向上 →項目の順番を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭は本来、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの基礎的な資質や能力と、豊かな情操や健やかな身体を育む重要な役割を持っています。しかし、育児不安、過保護や過干渉、放任など、家庭の子育て力の低下が指摘されています。 ○ <u>地域のさまざまな人が家庭に関わり、家庭を見守り支えることで、家庭が本来の子育て力を発揮し、子どもが健やかに育まれるよう取り組みます。</u> ○公民館や市民センターなどで家庭教育についての学習機会を提供するほか、区役所(保健福祉センター)などにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室を開催するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。 <p>→ 「<u>携帯ゲーム機や～</u>」については、43ページに移動</p>
<p>3 子どもの遊びや学びの場づくり</p> <p>身近な地域において、子どもの発達段階に応じた活動が安全に安心してできる</p>	<p>3 子どもの遊びや活動の場づくり</p> <p>身近な地域において、<u>乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階</u></p>

<p>場の確保や機会の提供を、子どもの視点を取り入れながら積極的に推進します。</p>	<p>に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を確保・提供します。また、子どもが利用する施設について、子どもの意見を積極的に取り入れながら、整備を進めます。</p>
<p>(1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援するとともに、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。 ・乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、子どもプラザを運営するとともに、公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な地域における遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に努めます。 	<p>(1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に努めます。 ○ 地域のボランティアの見守りの下、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。 ○ 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、「子どもプラザ」を設置・運営します。
<p>(2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや学びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後に子どもたちが健やかに育まれるよう、校庭などを活用し、自由に安心して遊びや活動ができる放課後等の遊び場づくり事業や、地域のボランティアやNPOなどの参画を得て、日常的な遊びや活動の場や機会の充実に図ります。 ・公民館において、子どもの健全育成関連事業をはじめ、子どもの生活体験・社会体験・自然体験など様々な活動機会を提供します。 	<p>(2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館において、子どもの健全育成に関する事業を行い、生活体験・社会体験・自然体験など、さまざまな活動の機会を提供します。 ○ 地域のボランティアやNPOなどの参画を得て、<u>留守家庭子ども会などと効果的な連携や調整を図りながら、放課後に、小学校の校庭などを活用し、自由に安心して遊びや活動を行うことができる場や機会を提供する「放課後等の遊び場づくり事業」の拡充を図ります。</u> ○ 中央児童会館において、常設の「遊び・体験・交流の場」の提供や、クラブ活動・親子遊びなどの月例行事、季節ごとのイベントを実施するなど、子どもの視点での活動の場づくりを進めます。また、2016（平成28）年度に開館予定の新たな施設においては、利用対象者を18歳にまで拡大し、「異年齢・異世代の交流の場」としての機能を拡充します。
<p>(3) 外遊びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。 ・都市公園の整備や再整備にあたっては、見通しの確保等により子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことがで 	<p>(3) 外遊びの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。 ○ 都市公園の整備や再整備にあたっては、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごす

<p>きる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。</p>	<p>ことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。</p>
<p>(4) 子どもの視点での活動の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央児童会館においては、常設の「遊び・体験・交流の場」の提供や、クラブ活動・親子遊びなどの月例行事、季節ごとのイベントを実施するなど、子どもの視点での活動の場づくりを進めます。また、平成28年度に開館予定の新たな施設の機能については、利用対象者を18歳までに広げ、「異年齢・異世代の交流の場」として機能を拡充します。 少年科学文化会館再整備にあたっては、ワークショップを通じ子どもの意見を直接聞くなど、子どもの視点を生かした、子どものためのよりよい科学館をめざすとともに、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、すべての利用者にやさしい科学館づくりを進めます。また、子どもが展示づくり、プログラムの企画・運営、事業評価に参画するなど、計画から整備、運営、評価・改善に至るまで、子どもが主体的に関わる仕組みを整えます。 その他、子どもが利用する施設については、子どもの視点から施設の運営のあり方を検討するなど、子どもの意見を十分に取り入れます。 公園などの整備にあたっては、子どものワークショップを開催するなど子どもの意見を取り入れ、子どもが楽しく遊べる場づくりに努めます。 	<p>(4) 子どもの視点での活動の場づくり</p> <p>→「中央児童会館～」については38ページに移動 「少年科学文化会館再整備～」については40ページに移動</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園などの整備にあたっては、子どものワークショップを開催するなど、子どもの意見を取り入れ、子どもが楽しく遊べる場づくりに努めます。 そのほか、子どもが利用するさまざまな施設について、子どもの視点から施設の運営のあり方を検討するなど、子どもの意見を十分に取り入れます。
<p>4 子ども・若者の自己形成支援</p> <p>次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性、豊かな人間性を育むよう、発達段階に応じた様々な体験の機会を充実します。</p>	<p>4 子ども・若者の自己形成支援</p> <p>次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。</p>
<p>(1) 様々な体験機会の充実</p> <p>●国際交流活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア太平洋こども会議・イン福岡をはじめとして、子どもたちが、異文化とのふれあいを通して、豊かな国際感覚を醸成する機会を提供します。 地域に居住する外国人とその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、国際交流の様々な機会の提供に努めます。 	<p>(1) さまざまな体験機会の充実</p> <p>①国際交流活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アジア太平洋こども会議・イン福岡」の開催を支援するなど、子どもたちが、異文化とふれあい、豊かな国際感覚を醸成する機会の提供に取り組みます。 地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、さまざまな国際交流の機会の提供に努めます。

<p>●文化芸術活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身につけることができるよう、学校や地域と連携を図りながら、子どもたちが様々な文化芸術にふれ、体験する機会を提供する取組を推進します。 ・音楽、ダンス、絵画・工作等を日常的に体験できる機会を提供します。 	<p>②文化芸術活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、学校や地域コミュニティと連携しながら、子どもたちがさまざまな文化芸術に触れ、体験する機会を提供します。 ・音楽、ダンス、絵画・工作などを日常的に体験できる機会を提供します。
<p>●科学や環境の体験学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの科学への興味関心を高め、探究心や創意工夫する力を養うため、少年科学文化会館において、展示やクラブ・教室、各種の体験イベントなど、様々な科学体験の機会を提供します。 ・また、同会館の老朽化が進んでいることから、子どもが興味に応じて自由に、自発的に学べる科学館として、その再整備を着実に進めます。 ・「(仮称) 青少年科学館」においては、学校や地域へのアウトリーチ活動をさらに推進することとあわせ、ボランティアの養成や大学や企業、NPOなどのネットワーク形成による、多様な主体の参画の下、より魅力的な事業を展開するとともに、地域での活動につなげるなど、地域における子どものための科学コミュニケーション活動を推進します。 ・家庭や地域において、環境問題についての体験学習の機会の提供や啓発等を推進します。 	<p>③科学の体験学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの科学への関心や興味を高め、探究心や創意工夫の力を養うため、少年科学文化会館において、展示やクラブ・教室、イベントを行うなど、さまざまな科学体験の機会を提供します。 ・また、同会館の老朽化が進んでいることから、子どもが興味に応じて自由に、自発的に学べる「(仮称) 福岡市青少年科学館」として、その再整備を着実に進めます。 ・再整備にあたっては、ワークショップを通じて子どもの意見を直接聞くなど、子どもの視点を生かした、子どものためのよりよい施設を目指すとともに、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、すべての利用者にやさしい施設づくりを進めます。また、子どもが主体的に関わる仕組みを整えます。 ・新しい科学館においては、学校や地域へのアウトリーチ活動をさらに推進します。同時に、ボランティアの養成や、大学、企業、NPOなどとのネットワーク形成を行い、多様な主体の参画の下で、より魅力的な事業を展開するとともに、地域での活動につなげるなど、地域における子どものための“科学コミュニケーション活動”を推進します。 →「家庭や～」については、41 ページに移動
<p>●自然体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体験活動が減少する中、背振少年自然の家や海の中道青少年海の家においては、自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、小・中学校の自然教室の受け入れとともに、子どもが家庭や学校では得ることができない体験ができる場として、豊かな立地環境を生かした様々なプログラムの提供を通じて、家族や地域の青少年団体などの自然体験活動の機会を充実します。 	<p>④自然体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背振少年自然の家や海の中道青少年海の家において、自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、小・中学校の自然教室の受け入れを行うとともに、子どもが家庭や学校では得ることができない体験ができる場として、豊かな立地環境を生かしたプログラムを提供し、家族や地域の青少年団体などの自然体験活動の機会を充実します。

<p>●スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動を通じて、子ども・若者の心と体の健康づくりを促進するとともに、スポーツを行うきっかけづくりや、気軽に継続的なスポーツ習慣を身につけるため、体育館やプール、公民館等において、各種スポーツ教室等を実施するなど、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。 	<p>⑤スポーツ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動を通じて、子ども・若者の心と体の健康づくりを促進します。 ・スポーツを行うきっかけをつくり、気軽に継続してスポーツを行う習慣を身に付けるよう、体育館やプール、公民館などにおいて、各種のスポーツ教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。
<p>●読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動に関する理解と関心を高める取組を進めます。 	<p>⑥読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動に関する理解と関心を高める取組を進めます。
<p>●多様な体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、学校などにおいて、動物とのふれあいや水道施設の見学など、身近な分野を通じて社会のしくみを学習する機会を提供するなど、多様な体験活動を推進します。 	<p>⑦多様な体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物とのふれあいや水道施設の見学、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会のしくみを学ぶ機会を提供するなど、多様な体験活動を推進します。
<p>5 子ども・若者の社会的自立に向けての取組</p> <p>若者の完全失業率や非正規雇用率、早期離職者率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的自立に向けた課題がある中、子ども・若者それぞれが持つ個性を最大限に発揮し、大人として自立していけるよう、子ども・若者の主体性や職業観、大人としての自覚を醸成するとともに、就労支援の取組を推進します。</p>	<p>5 子ども・若者の社会的自立に向けての取組</p> <p>子ども・若者が、<u>社会との関わりを学び</u>、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立した大人へと成長できるよう、主体性や職業観を養い、自覚を促すとともに、若者の就労を支援する取組を推進します。</p>
<p>(1) 子ども・若者の主体性の醸成と職業観の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが社会との関わりを学び、自立した若者へと成長するよう、小学校や中学校段階からの職場見学、職場体験など、勤労観・職業観を育てる教育を推進します。 ・子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機として、子どもがつくるまち「ミニふくおか」を実施するほか、公民館や商店街など身近な地域において、子どもの主体性を育む機会を提供する取組を促進します。 ・福岡の中学生・高校生の可能性や創造力を引き出し、自分の強みや個性を生かした職業や将来を考える契機とするため、「中高生夢チャレンジ大学」を実施し、福岡を支え、リードする人材を育成するとともに、福岡の将来を担う若者ネッ 	<p>(1) 主体性の醸成と職業観の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校や中学校の段階から、職場見学、職場体験を行うなど、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。 ○ <u>中学生を対象に、出前型のキャリアデザインセミナーを実施し、男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。</u> ○ 小・中学生を対象に、子どもの主体性を育みながら、まちづくりに参画する意識を醸成する事業を実施します。また、公民館や商店街など身近な地域において、子どもの主体性を育む機会を提供する取組を促進します。 ○ 中学・高校生の可能性や創造力を引き出し、自分の強みや個性を生かした職業や将来を考えるきっかけをつくるための事業を実施し、福岡を支え、リー

<p>トワークを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学、NPO等と連携し、社会全体で子ども・若者の社会的・職業的自立に向けた様々な取組を推進します。 	<p>ドする人材を育成するとともに、福岡の将来を担う若者ネットワークを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、大学、NPOなどと連携し、子ども・若者の社会的・職業的自立に向けたさまざまな取組を、社会全体で推進します。
<p>(2) 大人としての自覚の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人の日」は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます記念すべき日です。新成人の参画のもと、記念行事を企画、実施し、新しく成人となった若者を祝福するとともに、大人としての自覚を促します。 	<p>(2) 大人としての自覚の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「成人の日」は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます記念すべき日です。新成人の参画のもと、記念行事を企画・実施し、新しく成人となった若者を祝福するとともに、大人としての自覚を促します。
<p>(3) 就労支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区に設置している就労相談窓口で、キャリアコンサルタント等による個別相談を行うとともに、企業とのマッチングなどを実施するなど、若者の就労支援の取組を推進します。 ・新卒者等を対象に、相談や研修などを実施するほか、フリーターなどを対象に、正社員就職を目的とした講座を実施します。 	<p>(3) 就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各区に設置している就労相談窓口で、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労支援の取組を推進します。 ○ 新卒者などを対象に、相談や研修などを実施するほか、フリーターなどを対象に、正社員就職を目的とした講座を実施します。
<p>6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止</p> <p>子どもの安全を守る取組や非行防止活動を推進するとともに、子ども・若者を取り巻く有害環境等へ対応するなど、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止</p> <p>子ども・若者の安全を守る取組や非行防止活動、有害環境への対応などに<u>社会全体</u>で取り組み、子ども・若者が<u>安全</u>に健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。</p>
<p>(1) 交通安全対策の推進と災害等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通事故を防止するため、各年齢層に対する交通安全教育やチャイルドシート着用の周知徹底に努めるとともに、子どもの通学路については、地域や警察など関係機関との連携を図りながら、スクールゾーンの設定や交通安全施設の整備など、子どもの安全確保に取り組みます。 ・地震、台風、水害、火災等の災害に直面した時に、子どもが自分の身を自分で守れるよう、福岡市民防災センターでの体験学習等を実施します。 	<p>(1) 交通安全対策の推進と災害などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの交通事故を防止するため各年齢層に対する交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に努めます。また、通学路について、地域や警察などと連携しながら、スクールゾーンの設定や交通安全施設の整備などを行い、安全確保に取り組みます。 ○ 地震や台風、水害、火災などの災害に直面した時に、子どもが自分の身を自分で守れるよう、福岡市民防災センターでの体験学習などを実施します。

<p>(2) 子どもの安全を守る取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保するために、学校や保護者、関係団体等が連携し、子どもの見守りやパトロールを実施します。また、地域社会の一員である民間企業や商業施設などの協力を得て、民間での取組との連携を強化するとともに、文具店、書店、飲食店、コンビニエンスストア等を対象に指定する青少年を見守る店の制度などとあわせ、地域社会全体で子どもの安全を守る取組を進めます。 ・学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業者においては、「危機管理マニュアル」等に基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を明確にするるとともに、日常的な安全管理に努めます。 	<p>(2) 子どもの安全を守る取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの安全を確保するため、学校や保護者、地域コミュニティなどが連携し、地域において、子どもの見守りやパトロールを行います。また、地域の一員である企業や商業施設などの協力を得、連携して取り組むとともに、文房具店や書店、飲食店、コンビニエンスストアなどを「青少年を見守る店」に指定する制度などを実施し、地域全体で子どもの安全を守る取組を推進します。 ○学校、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者においては、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を明確にするるとともに、日常的な安全管理に努めます。
<p>(3) 非行防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の非行については、未然の防止と早期発見及び適切な指導が重要であるため、家庭、学校、地域、関係機関・団体が相互に連携を図りながら非行防止活動を推進し、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりに努めます。 	<p>(3) 非行防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者の非行防止においては、未然防止と早期発見、そして適切な指導が重要です。家庭や学校、地域コミュニティなどの機関・団体が相互に連携しながら、非行防止活動を行うとともに、子どもや若者が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
<p>(4) 有害環境等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類・有害玩具類取扱店、ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェなどの興行場、携帯電話販売代理店等に対する立入調査や、各校区における少年愛護パトロールを実施するほか、ピンクちらし等の違反広告物の除去活動など環境整備を推進します。 ・フィルタリングソフトの導入などインターネットや携帯電話・スマートフォンの適切な利用に関する啓発など、社会全体で子どもの健やかな育ちに配慮した取組を推進します。 	<p>(4) 有害環境などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害図書類や有害玩具類の取扱店、ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェなどの興行場、携帯電話販売代理店などへの立入調査や、各校区での少年愛護パトロールを実施するほか、ピンクちらしなどの違反広告物の除去活動を行うなど、環境整備を推進します。 ○フィルタリングソフトの導入など、インターネットや携帯電話・スマートフォンの適切な利用を進めるための啓発を行います。また、これらのメディアへの過度の接触による発達への影響やネット依存の問題などに関する意識啓発に取り組みます。